

## 新宿区キャッシュレス決済業務委託に係る仕様書

### 1 業務内容

- (1) キャッシュレス決済等のサービスの導入に必要な機器（3台）の各窓口への納入
- (2) 本区における、キャッシュレス決済を行った証明書等交付手数料の指定代理納付に係る業務

### 2 契約期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

### 3 指定代理納付業務の対象となる収入

別紙「決済対象一覧」のとおり

### 4 導入場所

新宿区地域振興部戸籍住民課

### 5 指定代理納付で取り扱うキャッシュレス決済

交通系 IC カードとする。また、将来的に拡張可能なものとして、クレジットカードその他のキャッシュレス決済についても追加提案可能なものとする。

### 6 指定代理納付について

- (1) 受託者は地方自治法第231条の2第6項の規定による新宿区の指定代理納付者となること。
- (2) 取扱手数料の料率について消費税の課税・非課税についても記載し、提案すること。
- (3) 選択可能な支払方法は、1回払いのみとする。
- (4) キャッシュレス決済した収納金については、原則、毎月末日を締日として集計し、翌月の末日までに新宿区が指定する口座に振り込むこと。また、各月の振込日の5営業日前までにキャッシュレス決済した収納金の内訳明細を交付すること。
- (5) 月額費用・決済手数料等については、各月ごとに一括で支払うものとする。
- (6) 区における歳入歳出予算の執行手続きの観点から、収納金額から決済手数料を差し引かずに区に納付し、別途、区から指定代理納付者に決済手数料を支払うことが望ましいため、上記のような納付手続きの可否または代替案を提案すること。
- (7) 決済手数料は、キャッシュレス決済した収納金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (8) 各決済種別における最低決済件数は設けないものとする。

### 7 決済端末について

次の(1)～(4)により提案すること。

#### (1) 決済端末の仕様

- ①本業務で使用する決済端末は、交通系 IC に対応可能な物であること。

取扱い可能な交通系 IC を全て提案すること。

(例：Suica、PASMO、Kitaca 等)

②決済端末の通信は光回線（インターネット/有線）を利用すること。

## (2) 決済端末の調達

本プロポーザルでの事業者決定後に、提案のあった決済端末について別途、賃貸借契約または貸与契約を結ぶ。

## (3) 決済端末の設置

区では決済端末をセミセルフレジスターと連携して使用することを想定している。決済端末と連携可能なセミセルフレジスターが提案できる場合は提案書にお書きください。

※レジスターとの接続に掛かる費用（ケーブル等）は新宿区で別途負担する。

## (4) 決済端末の管理

端末機の設定・通常使用の故障に対する修理費用は業者負担とする。但し、次の費用は新宿区の負担とする。

- ①決済端末を接続する回線の区役所内敷設に要する費用
- ②決済端末に係る付属品（ただし、初回納品時は除く。）
- ③決済端末の接続回線に係る通信費用
- ④決済端末利用に伴う電気料金
- ⑤決済端末の設置に伴う決済センター利用料
- ⑥取消処理時の手数料負担
- ⑦区職員等の故意又は過失により端末機が故障又は破損した場合についての修理費用
- ⑧地震、火災、その他の震災等による端末機の故障

## 8 守秘義務の遵守等

(1) 本サービスを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。

この守秘義務は契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(2) 個人情報については、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。

(3) 受託者は本サービスの提供上、故意または過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全が出来なかった又は保全出来ていない可能性が生じた場合、直ちに新宿区に報告し、協議の上、対応すること。

(4) 新宿区が提供する一切のデータ、資料等を本サービスの提供以外の目的で使用、複写、複製又は第三者に提供してはならない。

## 9 その他

(1) サポート体制

導入時のサポートとして、接客・端末操作研修会（説明会）を必要に応じて実施すること。

(2) 接客・機器トラブル対応

接客・機器トラブル対応マニュアルを必要に応じて提供すること。

(3) 施設内に表示するキャッシュレス決済が可能であることの掲出物等（ロゴマーク等）を必要に応じて無償で提供すること。

(4) 緊急対応

トラブル発生時の連絡先を明瞭にすること。

(5) 端末機器の設置

端末機の設置及び接続テスト、設定変更及び検証は窓口業務に影響が少ない日時に行うこと。

(6) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(7) 本契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

(8) 新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

(9) この仕様に定めのない事項については、別途新宿区と協議の上、履行するものとする。